

# 国体ユニフォーム検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本県での2巡目国民体育大会の開催に向け、県民の気運醸成の取組として、スポーツ界、学校関係、学識経験者などから意見を求め、新しいユニフォームのデザインを検討するため、国体ユニフォーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、方向性を決め、その結果を理事会に報告する。

- (1) 国体ユニフォームデザイン変更の際の課題
- (2) 新しいユニフォームへの変更メリット
- (3) 新しいユニフォームのデザイン、機能、価格
- (4) 他の大会出場選手との統一デザイン
- (5) その他必要と認める事項

## (組織構成)

第3条 委員会の組織は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
  - (2) 副委員長
  - (3) 委員
- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、スポーツ界、学校関係者、学識経験者等から充て、会長が委嘱する。

## (構成員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議事を整理する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、公益財団法人滋賀県体育協会に事務局を置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する